

## 評価業務約款

- 第1条 1 申請者(以下「甲」という。)及びハウスアンサー株式会社(以下「乙」という。)は、住宅の品質確保の促進等に関する法律、同法施行規則、告示等を遵守し、この約款に定められた事項を内容とする契約を履行する。  
2 この契約は、甲が乙に住宅性能評価申請書を提出し、これに対して乙が引受承諾書を交付した日をもって締結がなされたものとする。  
3 乙は、善良なる管理者の注意を持って引受承諾書に定められた業務を業務期日までに履行しなければならない。  
4 甲は、定められた手数料を、第3条に規定する支払期日までに支払わなければならない。  
5 甲は、必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象(以下、対象建築物という)に関する必要な情報を遅滞無く正確に乙に提供しなければならない。  
6 甲は、乙が業務を行う際に対象建築物及びその敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は評価ができるよう協力しなければならない。
- 第2条 1 業務期日は以下に定める期日とする  
2 設計住宅性能評価業務 引受承諾書に定める日  
3 建設住宅性能評価業務 (新規) 完了検査済証の提出があった日から14営業日経過した日  
4 乙の責に帰す事ができない事由により、業務期日までに業務を完了できない場合には、甲に対し、その理由を明示し、業務期日を延長することができる。この場合延長日数その他必要事項は、甲乙の協議により定める。
- 第3条 1 甲は、以下の基準日を基に、各月20日締め、翌月30日払いとして、乙が定める手数料規定に基づく手数料を乙に支払わなければならない。  
2 設計住宅性能評価の場合は、設計住宅性能評価申請日を基準とする。  
建設住宅性能評価の場合は、建設住宅性能評価申請日を基準とする。  
3 手数料支払い期限までに支払いがされない場合には、乙は住宅性能評価書を交付しない、すでに交付している場合には、甲は速やかに住宅性能評価書を乙に返却する。これにより甲に生じた損害については、乙は賠償の責めに任じない。
- 第4条 1 甲は、対象建築物の計画、工事内容等が変更となった場合には、その内容を速やかに乙に連絡し、変更部分を含む関連図書を提出しなければならない。  
2 上記の場合、軽微な変更で変更申請は不要か、乙は変更申請に該当するか、申請取り下げ及び再度の申請に該当するかを判定し、甲に連絡しなければならない。  
3 申請の取り下げとなった場合には元の契約は解除となったものとし、その手数料は手数料規定に定める。また変更申請の場合は、手数料規定による追加の手数料を支払わなければならない。
- 第5条 1 甲は以下に該当する場合は乙に書面による通知によりこの契約を解除することができる。  
(1)乙が正当な理由なく、業務を業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合。  
(2)乙がこの契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告しても是正されない場合。  
2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙が業務を完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。  
3 第1項の契約解除の場合、甲は手数料の返還を乙に請求することができる。また契約解除によって乙に生じた損害についてその賠償の責に任じない。甲に損害が生じている場合には、その賠償を乙に請求することができる。  
4 第2項の契約解除の場合、乙は甲に手数料を返還しない。手数料が未納の場合には甲に支払いを請求できる。ただし、乙の業務遂行状況によっては、手数料の一部を返還する場合がある。また、乙に損害が生じている場合には、その賠償を甲に請求することができる。
- 第6条 1 乙は以下に該当する場合は甲に書面による通知によりこの契約を解除することができる。  
(1)甲が正当な理由なく、手数料を支払い期日までに支払わない場合。  
(2)甲がこの契約に違反し、乙が相当の期間を定めて催告しても是正されない場合。  
2 第1項の契約解除の場合、乙は甲に手数料を返還しない。手数料が未納の場合には甲に支払いを請求できる。ただし、乙の業務遂行状況によっては、手数料の一部を返還する場合がある。また、乙に損害が生じている場合には、その賠償を甲に請求することができる。
- 第7条 1 乙は次の各号に該当する場合、一切の責任を負わない。  
(1)甲の提出した申請書類に虚偽の記載があり、それに基づいて評価を行った場合。  
(2)前号の他、乙の責によらない場合。  
2 乙はこの契約において次の事項について保証するものではない。  
(1)評価の結果が時間経過によって変化しないこと。  
(2)対象建築物の建築基準法関係規定に適合すること。  
(3)対象建築物に瑕疵がないこと。
- 第8条 1 この契約に定めのない事項、又はこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。